

笠置町監査委員告示第 8 号

地方自治法第 199 条の規定に基づく監査結果の公表について

令和 3 年 12 月 1 日

笠置町監査委員 仲北 悦雄

同 坂本 英人

定期監査の結果について

地方自治法第 199 条第 1 項に規定する定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により下記のとおり公表する。

記

1. 監査を実施した日時等

日 時	令和 3 年 10 月 30 日 (水) 午前 9 時 3 分から午後 0 時 8 分
場 所	笠置いこいの館 (笠置町役場仮庁舎) 2 階 セきれいの間
監 査 対 象	①決算審査後における組織の改編等の考え方とそのスケジュールについて
収受資料等	①令和 3 年度笠置町事務分担 (令和 3 年 4 月 1 日現在) ②時間外手当の考え方について (参与発布文書)

2. 監査内容

令和 2 年度における笠置町歳入歳出決算監査を令和 3 年 8 月上旬に終え、我々監査委員の職責として監査時、そして決算審査報告書を通じて様々な意見を付してきたものであるが、これらの意見に対し、決算監査後約 3 カ月を経過した本監査時点で執行部としてどのように受け止め、どのような考えを持ち対応をされたのか、またどのような進捗となっているのかなどを伺うこととして本監査を設定した。

3. 監査等結果

本監査において対象とした主な内容等について、以下のとおり記す。

【時間外勤務手当の是正について】

令和2年度における決算審査においては、職員が時間外に勤務された場合に支出される時間外勤務手当について全課を通じて監査をした。令和2年度における同手当の支出金額は一般会計予算で1,000万円を超えており、また近年においても同額程度の支出が続いている。この複数年度の決算数値だけで判断するに、常態化している時間外勤務手当の支出があり、そこには組織としての問題、業務分担の問題、もしくは職員配置数の問題などが存在しているのではないかと予想された。

各課より提示された時間外勤務に関する書類を確認すると、他の課と比較して極端に時間外勤務をしている課があることが判明したことから、職員に過重な時間外勤務を課すことは、その従事する職員の心身や健康にも影響し、更には業務効率の悪化を招く恐れがあるのではないかなどと意見を付したものである。

執行部としては、この時間外勤務の現状分析を行うこととして、まずは各課長に意見を伺い、各課における業務や職員配置数のバランスについてヒアリングを終えており、その上で組織改編ではなく、まずは業務分担の見直しを図ろうとしている。この業務の見直しについては現在のところ詰め切られておらず、今後の課題としていところであるが、新しい業務分担・職員配置を考慮した組織体制を翌年4月からスタートさせるべく、年内に課長級、課長補佐級をそれぞれ集め、意見を募り、その後調整される見込みである。

職員配置については、前述の時間外勤務時間数の多い課については職員配置数が少ないという意見が多く、町長としても職員配置数を見直し、増員させることとしている。笠置町は職員定数を条例で50名として定めており、そこに会計年度任用職員を従事させることで行政組織を保っている。そのため、職員を所属間で異動させることとなれば、各課における職員バランスが崩れる恐れがあるが、それを業務分担の見直しにより軽減させようというものである。

一方で、時間外勤務をさせた場合に、その職員には手当が支給されるものであるが、現在のところ時間外勤務を命令するのは各課長としているが、課単位では時間外勤務手当の支出に対する制限・調整を行っておらず、時間外勤務の実績を記した

書類の提出に基づき、手当の支出については総務財政課がとりまとめ対応している。また、総務財政課が前年度の時間外勤務の実績などを考慮し、まとめて歳出予算の計上をしているものであるが、これを各課からの予算要求として提出させ、各課において予算管理を行うこととしてはどうだろうか。そうすることにより、割り振られた予算を以って所属において時間外勤務の縮減を各々考え、各々が縮減に協力し尽力する体制へと繋げることができるのではないだろうか。財政担当や人事担当などの一部の職員だけが時間外勤務の削減に意識するだけではなく、全庁的に職員それぞれが意識をする、考える、行動することにより、削減がより具現化されるのではないだろうか。このことは本監査項目である時間外勤務手当の支出だけに限らず、あらゆる事業執行や体制づくりに繋がることとなるため、職員それぞれが意識し、考え、行動する文化を特に意識され根付かせられたい。

【適正な予算計上・予算執行について】

毎年度の決算において、債権の滞納繰越額について審査をしているところである。町税や住宅使用料などの滞納繰越額については毎年度注視しており、不納欠損額や滞納繰越となる未納額については公平・公正な債権の収納が求められるわけであり、やはりそれらが決算額として計上された場合、監査委員としてはその状況説明を求めざるを得ないものである。

徴収を担当する職員においては、これまでの監査を通じて債権徴収のルールに基づいた業務の執行に精勤されていることと思われるため、安易に滞納繰越額の数値だけを捕らえて「徴収に強化されたい、努力されたい」と意見することは余りにも具体性に欠け、改善に繋がらないものである。そうした経緯も含め、我々監査委員としては数年前から住宅使用料や水道使用料といった私債権のうち、長期に渡って債務者の住所が把握できないもの、亡くなられて債権の徴収がし難いものなど、債権徴収の続行が極めて難しい私債権の整理・処分について何らかのルールを策定してはどうかと意見している。

決算監査においては、近隣自治体の私債権の処分に関する規程等の策定状況について調査され、まとめられたものの提示・説明があったものであるが、その後、近隣自治体同様に具体的なルールの取り決めには至っておらず、処分の対象となるような債権については1件1件処理をしていくこととする方針説明のみを受けている。非常に難しい問題であるが、近隣自治体にもそうした処分に関する規程策定の

動きがあると伺っているため、情報交換等されてはどうかと考える。

さて、決算書には調定額と予算額が費目ごとに計上されているわけであるが、その額に大きな差が出ているものも散見されていた。歳入予算の計上においては、適正な歳入金額を見積もることによって、住民の福祉の向上に資する事業支出を担保する役割を持つこととなるため、あまりにも乖離した予算計上となれば、やはり補正予算対応をする必要があると思われる。例えば町税の歳入予算計上については、まずは調定見込額を算定し、近年の徴収率を勘案して計上させているもので、この手法には歳入欠陥を出来るだけ起こさないようにする意図があることとして説明を受けているが、当初予算計上後、町税の補正は年度内において行われていない。仮に調定額が当初予算見込み時よりも多くなり、歳入が多く見込まれるのであれば、その予算を住民福祉事業に充当することや、将来実施する事業のために基金に積み立てるなど、やはりそこには適正な予算計上、予算管理が必要ではないかと考える。

来年度の当初予算査定時に、この点について原課と相談をしながら整理されることであるため、今後の定期監査時にでも予算計上の考え方などを提示いただけたらと思う。

また、補助金事業についても、毎年度、その使用用途について審査対象としているものであるが、毎年度意見するように、補助金事業の活かし方については十分に事業精査され、最少の経費で最大の効果を達成できるよう努められたい。一方で、本年度も国からの臨時交付金を充当した事業が多く実施されたわけであるが、多額の交付金の消化に職員が振り回され、疲弊している感も否めない状況にあったと思われる。交付金が配分されるから何らかの事業を計画・実施し、予算を消化しようとするもので、決してそれらの事業全てを否定するものではないが、町の方針をしっかりと打ち出して、それに向けて国や府に対して働きかけ、承認を得て、補助金・交付金を充当して実施する事業があっても良いのではないだろうか。全国で2番目に人口が少ない町としての立ち位置を逆手にとってブランド化し、笠置町発信の事業を模索することも職員のやりがいづくりに繋がるのではないだろうか。受動的な執行体制だけでなく、能動的な体制づくりについても検討されることを望みたい。

ところで、笠置町の決算審査としての内容ではないが、他の自治体において、3月議会定例会後に一定の歳出不用額が発生している場合、専決処分を行い、その不用額を減額補正している自治体があると伺った。

笠置町ではこのような専決処分を行っていないものであるが、このような処分方

法については、不用額を生じさせた問題、予算執行ができなかった問題に対する議論が議会内で行われず、専決処分、即ち議会に対しては「予算額を変えました」と報告することに留まってしまう。他の自治体において法令に準拠した専決処分の在り方を判断して行っているわけであるから、我々笠置町の監査委員が口を挟むものではないが、住民が納得出来ない執行漏れや予算見積りによる多額の不用額を決算に生じさせないよう適正な予算執行と予算見積をされたい。

【笠置町総合計画の策定について】

笠置町総合計画については、地区懇談会を開催し2年を経過しようとしているものの、現時点では策定に至っておらず、大幅な遅れを見せている。

現在のところは各課から今後5年間において実施すべく事業のヒアリングを終え、その内容を基にコンサルティング業者に計画案を策定させることとしている。その後、議会への説明を行い、パブリックコメントを募集し、審査会に諮ったうえで、翌年3月議会定例会に提案する流れとなっている。

スケジュール的なことも含んで、各機関などへの報告・連絡・調整については慎重を要する反面、かなりタイトな印象が強いものであるが、計画策定に大幅な遅れが生じていることが拍車をかけ、住民にとって行政がどのような状態にあるのかが分からないものとなっている。そしてパブリックコメントの募集をすることとしているが、当該計画に対する意見については、笠置町ホームページなどで回答を掲載する予定としており、このことについては意見を募集する際に十分周知されたいと思うが、一貫して言えることは、執行部の対応などが住民に知らされていないということである。以前の監査報告書において、地域おこし起業人に対する業務内容・成果を公表してはどうかと意見したところであるが、地区懇談会においてどのような意見を受けたのか、その対応はどうしたのかなど、その結果や報告がなく、何を行政は考え、実施されているのかということが知らされておらず、住民が蔑ろにされている状態にあると受け取られるのではないだろうか。

町を思い意見した内容について、行政がどのように受け止め、どのように対応したという結果が知らされれば、住民の積極的な行政参加にも繋がるであろうし、そうすればより良いまちづくりのための方針も固めやすいのではないかと思われる。総合計画策定の場合のみならず、是非とも積極的な行政の情報発信をされ、透明な行政運営に努められると共に、新たな総合計画が住民そして職員の町への想いを十

二分に込められた計画となるよう策定に向け尽力されたい。

【その他】

笠置いこいの館については、現在、温浴部門と飲食部門を休止しており、同館内の個室やゲートボール場の貸し出しのみを行っている。本監査時点では役場本庁舎の耐震改修事業を実施している関係から、本庁舎の業務を同館2階に移動させ、仮庁舎としての役割を担っている。

以前のような運営体制に無いにもかかわらず、令和3年度における同館の維持管理費用としては1,800万円強の歳出予算を計上しており、決算額は翌年3月以降にならなければ分からないものであるが、単純に予算額だけを見ると、同館が温泉施設として運営していた当時の支出額よりも多い歳出予算額を必要としている。

現在のところ町として同館に対する利活用方針が明確に決まっていないとのことであったが、来年度の予算に同館の維持管理費を要求するのであれば、単に管理費用として予算を積み上げるだけでなく、今後この施設をどのように利活用するのかを明確にした上で要求する必要があるのではないだろうか。

国や府からの補助金を充当した事業には、その事業目的に沿って処分期限が設けられているが、そうした同館に充当した補助金等のルールに縛られ続け、再開の目途も立てずに単に施設を維持するためだけに予算化するものであれば、その間に充当される一般財源等の在り方について問題が生じるであろうし、その一般財源が他の福祉事業などに充当することもできるはずであり、限りある財源の有効活用を図らなければならないことも十分に理解されているはずである。もし翌年度にも同館に対する予算を要求するのであれば、それにはまず、町として軸となる笠置いこいの館という施設の方向性をしっかりと定め予算要求をされたい。そして、その方向性に向かって、目的なく日々生まれる同館施設の支出を抑えるためにも、議会も含めたあらゆる議論を関係機関等と早急に進める必要があると考える。

最後に、本監査報告には詳細を記すことはしないが、同館に係る返還されるべき指定管理料の支払い等を求めた裁判の進捗状況と本件に係る町長の考え方について説明を受けている。

以上